

「キッズランドきらきら」保育サービス利用契約約款

(名称)

第1条 「キッズランドきらきら」保育サービス（以下「保育サービス」といいます。）とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」といいます。）第59条の2第1項に規定する施設である認可外保育施設「キッズランドきらきら」（以下「甲」といいます。）が行う保育業務をいいます。

(目的)

第2条 保育サービスは、次の各号に掲げる者（以下「幼児」といいます。）の保護者の委託を受けて、この保護者に代わって当該幼児を保育することにより、専門知識を有する保育士等の立場から幼児の健全な発育を促すとともに、その保護者の育児に関わる負担を軽減し、保護者と幼児のゆとりある家庭環境の構築に寄与することを目的とします。

(1) 0歳児 保育実施年度（4月1日から翌年の3月31日までの期間をいいます。以下同じです。）初日の年齢が満0歳である者のうち、保育サービスを受けるときの年齢が満1歳を超える者

(2) 1歳児 保育実施年度初日の年齢が満1歳である者

(3) 2歳児 保育実施年度初日の年齢が満2歳である者

(4) 3歳児 保育実施年度初日の年齢が満3歳である者

(5) 4歳児 保育実施年度初日の年齢が満4歳である者

(6) 5歳児 保育実施年度初日の年齢が満5歳である者

(7) 6歳児 保育実施年度初日の年齢が満6歳である者

(施設の名称等)

第3条 施設の名称は、「キッズランドきらきら」といいます。

2 施設は、「芦屋市打出町1番6号」に所在します。

3 施設の設置者及び管理者は、別表第1に掲げるとおりとします。

(開設日時)

第4条 保育サービスの開設日時は、日曜日、国民の祝日、夏期休業日（8月13日から8月15日までの期間を含む甲が別に定める期間をいいます。）及び年末年始（12月29日から1月3日までの期間を含む甲が別に定める期間をいいます。）を除く日の午前7時30分から午後8時まで（土曜日にあつては、午前9時から午後6時まで）とします。

2 甲は、前項の規定に関わらず、施設の適正な運営のため、開設日時を変更することができるものとします。

3 甲は、前項に規定する開設日時の変更をしたときは、その前日までに変更した開設日時を施設のわかりやすい位置に掲示するものとします。

(保育サービス等の種別)

第5条 保育サービスの種別は、次に掲げるものとします。

(1) 月極め保育（月極コース）月の初日から末日までを単位として、3箇月以上の保育日時を定め、この利用の申し込みを受けて、次のアからエまでのいずれかの保育サービスを提供するもの

ア 全日コース 月曜日から金曜日まで（甲の開設日に限ります。以下この条において同じです。）の午前9時から午後6時まで（以下「通常保育時間」といいます。）のご利用が可能となるもの

イ 12日コース 1箇月当たり12日間（月曜日から金曜日まで）に限ります。）の通常保育時間のご利用が可能となるもの

ウ 8日コース 1箇月当たり8日間（月曜日から金曜日まで）に限ります。）の通常保育時間のご利用が可能となるもの

エ 半日コース 月曜日から金曜日までの通常保育時間のうち5時間のご利用が可能となるもの

(2) 一時保育（一時預かりコース）10分を単位として、1時間以上の保育時間を定めて利用の申し込みを受けて、通常保育時間のご利用が可能となる保育サービスを提供するもの

(3) 前払い式一時保育（フリータイムコース）前号の規定に関わらず、保育を実施する月の初日から末日までの期間において、事前に保育予定時間（第2項の規定に関わらず、通常保育時間に限ります。）として20時間、30時間、40時間、50時間又は60時間に相当する保育料金を受納し、10分を単位として、保育予定時間内で、1時間以上の保育時間を定め、この利用の申し込みを受けて、通常保育時間のご利用が可能となる保育サービスを提供するもの

(4) 特定期間保育 前各号の規定に関わらず、一定の期間を限って、甲が別に定める保育サービスを提供するもの

2 前項の保育サービスに付加することができるオプションサービスの種別は、次に掲げるものとします。

(1) 早朝保育 第1項の規定（同項第3号に規定する保育予定時間に係る事項を除きます。以下この号、第2号及び第3号において同じです。）に関わらず、同項第1号から第3号までの保育サービスにおいて、午前7時30分から午前9時まで（以下「早朝保育時間」という。）のご利用が可能とするサービスを提供するもの

(2) 延長保育 第1項の規定に関わらず、同項第1号から第3号までの保育サービスにおいて、午後6時から午後8時まで（以下「延長保育時間」という。）のご利用が可能とするサービスを提供するもの

(3) 土曜日保育 第1項の規定に関わらず、同項第1号から第3号までの保育サービスにおいて、土曜日（甲の開設日に限ります。）の通常保育時間のご利用が可能とするサービスを提供するもの

(4) 朝食サポート 第1号に規定する早朝保育のサービスを受ける場合において、朝食（軽食）の給食サービスを提供するもの

(5) 夕食サポート 第2号に規定する延長保育のサービスを受ける場合において、夕食（軽食）の給食サービスを提供するもの

(6) お迎えサービス 甲及び乙の協議により定めた指定時刻及び保育園、幼稚園等の指定場所に保育幼児を甲が迎えに行き、指定時刻より保育を開始するサービスを提供するもの

(施設の定員)

第6条 施設の定員は、18名とします。

(契約の申し込み)

第7条 保育サービスの契約を申し込む者（以下「乙」といいます。）は、本約款を承諾した上で、次の各号に掲げる書類を甲に提出するものとします。

(1) キッズランドきらきら利用申込書（第1号様式）

(2) 児童票（第2号様式）

(3) 健康報告書（第3号様式）

(4) その他甲が必要と認める書類

2 前項の契約の申し込みは、保育幼児1名ごとに必要とします。

(申し込みの承諾)

第8条 甲は、前条に定める申し込みがあったときは、前条の申し込みを受け付けた順序に従って、承諾するものとします。

2 甲は、前項の規定に関わらず、保育サービスの定員に空きがない場合は、承諾を延期し、又は承諾しないことができるものとします。

3 甲は、前2項の規定に関わらず、次に掲げる場合は、承諾しないことができるものとします。

(1) 保育サービスの申し込み時に虚偽の事項を通知したことが判明した場合

(2) 乙が保育料金等の支払いを現に怠り、又は怠る恐れがあると甲が判断した場合

(3) 過去に不正行為などにより保育サービスに係る契約の解除又は保育サービスの利用を停止されていることが判明した場合

(4) その他保育サービスの申し込みを承諾することが、甲の運営上著しい支障があると甲が判断した場合

(契約事項の変更)

第9条 乙は、第7条第1号から第4号までの書類に記載した事項に変更があった場合は、速やかにその変更について、変更届（第4号様式）に甲が必要と認める書類を添えて、甲に届け出るものとします。

2 第8条の規定は、前項の変更を行う場合において、その承諾について準用します。この場合において、第8条中「前条」とあるのは「第9条第1項」と読み替えるものとします。

3 第1項の変更の事項が第5条第1項の保育サービスの種別である場合において、変更前の保育サービスが月極め保育、前払い式一時保育又は特定期間保育であり、当該保育サービスの提供を開始してから、それぞれ3箇月、1箇月又は甲が別に定める期間を経過していないときは、甲は、前項の規定に関わらず、承諾を延期し、又は承諾しないことができるものとします。

(甲の契約の解除)

第10条 甲は、乙が第13条の規定により保育サービスの利用の停止を受けた場合において、甲が期間を定めた催告を乙に行ったにも関わらず、その事由が解消されないときは、甲所定の方法によりあらかじめ乙に通知を行った上で、当該保育サービスの契約を解除できるものとします。この場合において、乙の一切の債務は、当然に期限の利益を喪失し、残存債務の全額を直ちに支払うものとします。

(乙の契約の解除)

第11条 乙は、保育サービスの契約を解除しようとする場合は、当該保育サービスの契約の解除をしようとする日の1箇月前までに、解約届（第5号様式）に甲が必要と認める書類を添えて、甲に届け出るものとします。この場合において、当該保育サービスの契約の解除までに発生した乙の一切の債務は、当該保育サービスの契約の解除があった後においてもその債務の履行が行われるまで消滅しないものとします。

(保育サービスの中止)

第12条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、何ら責任を負うことなく、保育サービスを中止することができます。

(1) 甲の施設又はその周辺に災害が発生し、又は発生する恐れがある場合

(2) 保育サービスを中止する旨の官公署の命令があった場合

(3) その他保育サービスを提供することに著しい支障がある場合

(保育サービスの利用の停止)

第13条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、何ら責任を負うことなく、乙の保育サービスの利用を停止することができます。

(1) 保育サービスの利用の契約に関し虚偽の事項を通知したことが判明した場合

(2) 支払期日を経過しても保育料金を支払わない場合

(3) 破産手続きの開始又は再生手続きの申し立てがあった場合

(4) その他この約款上の義務を現に怠り、又は怠る恐れがある場合

2 甲は、前項の規定により保育サービスの利用を停止する場合は、あらかじめその理由、停止する日又は期間、若しくは停止を解除する条件を乙に通知します。ただし、緊急を要する場合は、この限りではありません。

3 甲は、停止に至った事由が解消されたとき甲が認めた場合は、第1項の規定に関わらず、乙の保育サービスの利用を再開することができるものとします。

(一時保育の利用の申し込み)

第14条 乙は、一時保育又は前払い式一時保育の保育サービスを利用する日の前日の午後6時までに、利用する時間及び保育サービスの種別（保育サービスに付加するオプションサービスの種別を含みます。）を甲所定の方法により甲に申し込むものとします。

2 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、前項の申し込みを承認するものとします。

- (1) 保育サービスの定員に空きがない場合
- (2) 前項の申し込みを行った時間が、第4条第1項及び第2項の開設日時以外の時間であり、適正な施設の運営に支障がある場合
- (3) 第12条の規定により保育サービスの中止を行っている場合
- (4) 乙が第13条の規定により保育サービスの利用の停止を受けている場合
- (5) その他一時保育の保育サービスの利用の申し込みを承諾することが、甲の運営上著しい支障があると甲が判断した場合

3 乙は、前項の規定により承認を受けた時間を変更する場合は、一時保育又は前払い式一時保育の保育サービスを利用する日の前日までに、甲に変更を申し込むものとします。

4 第2項の規定は、前項の承認を受けた時間を変更する場合において、その承認について準用します。この場合において、第2項中「前項」とあるのは「第3項」と読み替えるものとします。

(入会金)

第15条 入会金は、保育サービスの種別に応じて、次の表に掲げる金額とします。

保育サービスの種別	金額
月 極 め 保 育	10,000 円
一 時 保 育	3,500 円
前払い式一時保育	5,000 円

2 保育幼児の兄弟姉妹が月極め保育の保育サービスを現に利用している場合において、保育幼児の月極め保育の入会金は、前項の規定に関わらず、前項の表の「月極め保育」欄に掲げる金額に2分の1を乗じて得た金額とします。

3 第9条の規定に基づき保育サービスの種別を変更する場合における変更後の保育サービスの入会金は、前2項の規定に関わらず、変更前と変更後の保育サービスに相当する第1項の表に掲げる金額の差額（ただし、変更後の保育サービスの種別が月極め保育である場合において、保育幼児の兄弟姉妹が月極め保育の保育サービスを現に利用しているときは、5,000円から変更前の保育サービスに相当する第1項の表に掲げる金額を引いた金額とし、変更後の保育サービスに相当する金額が、変更前の保育サービスに相当する金額より低い場合は、0円とします。）とします。

(月極め保育の保育料金等)

第16条 月極め保育の1箇月当たりの保育料金は、保育幼児の区分及び保育サービスの種別に応じて、次の表に掲げる金額とします。

保育幼児の区分	保育サービスの種別	金額
0歳児	第5条第1項第1号ア	53,000 円
	第5条第1項第1号イ	39,000 円
	第5条第1項第1号ウ	28,000 円
	第5条第1項第1号エ	39,000 円
1歳児	第5条第1項第1号ア	48,000 円
	第5条第1項第1号イ	36,000 円
	第5条第1項第1号ウ	26,000 円
	第5条第1項第1号エ	36,000 円
2歳児	第5条第1項第1号ア	43,000 円
	第5条第1項第1号イ	33,000 円
	第5条第1項第1号ウ	24,000 円
	第5条第1項第1号エ	33,000 円
3歳児	第5条第1項第1号ア	38,000 円
	第5条第1項第1号イ	30,000 円
	第5条第1項第1号ウ	22,000 円
	第5条第1項第1号エ	30,000 円
4歳児	第5条第1項第1号ア	33,000 円
	第5条第1項第1号イ	27,000 円
	第5条第1項第1号ウ	20,000 円
	第5条第1項第1号エ	27,000 円
5歳児及び6歳児	第5条第1項第1号ア	28,000 円
	第5条第1項第1号イ	24,000 円
	第5条第1項第1号ウ	18,000 円
	第5条第1項第1号エ	24,000 円

2 月極め保育の保育サービスにおいて、1回当たりの早期保育又は延長保育のオプションサービス料金は、それぞれ通常保育時間以外の保育時間の区分に応じて、次の表に掲げる金額とします。

保育時間の区分	金額
早期保育時間	600 円
延長保育時間	850 円

3 月極め保育の保育サービスにおいて、1回当たりの土曜日保育のオプションサービス料金は、4,000円とします。

4 保育幼児の兄弟姉妹について、保育幼児と同一種別の保育サービスを現に利用している場合で、保育幼児の年齢が他の兄弟姉妹より年齢が高いときの第1項から第3項までの料金は、前3項の規定に関わらず、それぞれ第1項から第3項までに相当する金額に10分の7を乗じて得た金額とします。

5 第18条第1項の規定は、早期保育、延長保育又は土曜日保育のオプションサービスの申し込みを行わなかった場合において、当該オプションサービスのサービ

ス提供時間内で超過した保育時間の超過保育料金について準用します。この場合において、同項中「一時保育の保育料金」とあるのは「月極め保育の超過保育料金」に、「保育時間」は「申し込みを行わなかった早期保育、延長保育又は土曜日保育のサービス提供時間内で超過した保育時間」と読み替えるものとします。

第17条 削除

(一時保育の保育料金)

第18条 一時保育の保育料金は、保育時間（保育時間の始まり及び保育時間の終わりは、毎時0分、10分、20分、30分、40分、50分とし、保育を開始した時刻の直後の保育時間の始まりから保育を終了した時刻の直後の保育時間の終わりまでの時間（単位は分とします。）とします。以下この条において同じです。）を10で除して得た数値に、次の表の左欄に掲げる保育時間の区分に応じて、右欄に掲げる金額を乗じて得た金額を合計した金額とします。

保育時間の区分	金額
通常保育時間	130 円 (保育サービスを受ける日が土曜日である場合は、150 円)
早期保育時間	145 円
延長保育時間	155 円

2 非会員が一時保育の保育サービスを受ける場合の一時保育の保育料金は、前項の規定に関わらず、保育時間を10で除して得た数値に、次の表の左欄に掲げる保育時間の区分に応じて、右欄に掲げる金額を乗じて得た金額を合計した金額とします。

保育時間の区分	金額
通常保育時間	150 円 (保育サービスを受ける日が土曜日である場合は、170 円)
早期保育時間	165 円
延長保育時間	175 円

(前払い式一時保育の保育料金等)

第19条 前払い式一時保育の1箇月当たりの保育料金は、月の初日から末日までの期間を単位として、保育予定時間（ポイント度数）に応じて次の表に掲げる金額とします。

保育予定時間（ポイント度数）	金額
20時間（120）	14,040 円
30時間（180）	20,480 円
40時間（240）	26,520 円
50時間（300）	32,180 円
60時間（360）	37,440 円

2 第18条第1項の規定は、保育予定時間外の前払い式一時保育の保育サービスを受けた場合において、前払い式一時保育の超過保育料金について準用します。この場合において、同項中「一時保育の保育料金」とあるのは「前払い式一時保育の超過保育料金」に、「保育時間」は「保育予定時間外の保育時間」と読み替えるものとします。

(給食等の料金)

第20条 昼食又はおやつ1回あたりの料金は、給食等の時間及び給食等の区分に応じて、それぞれ次の表に掲げる金額とします。

給食等の時間	給食等の区分	金額
午前11時30分	昼食	390 円
午後3時	おやつ	130 円

2 朝食サポート又は夕食サポートの1回当たりのオプションサービス料金は、給食等の時間及び給食等の区分に応じて、それぞれ次の表に掲げる金額とします。

給食等の時間	給食等の区分	金額
午前7時30分から午前8時まで	朝食（軽食）	220 円
午後6時30分	夕食（軽食）	220 円

3 保育中の保育幼児の状況から、甲が必要と判断し、提供を行ったミルク、紙オムツ、紙パンツ等の1回当たりの提供サービス料金は、提供サービスの区分に応じて、次の表に掲げる金額とします。

提供サービスの区分	金額
ミルク	220 円
紙オムツ又は紙パンツ	130 円

(月極め保育の行事料金)

第21条 月極め保育の1箇月当たりの行事料金は、3,500円とします。

(保険料金)

第22条 非会員が一時保育の保育サービスを受ける場合の1回当たりの保険料金は、500円とします。

(お迎えサポート料金)

第23条 1回当たりのお迎えサポートのオプションサービス料金は、800円とします。

(特定期間保育の料金)

第24条 特定期間保育の入会金、保育料金、給食等の料金、行事料金、オプションサービス料金等は、第15条から第23条までの規定に関わらず、甲が別に定めます。

(保育料金等の支払い)

第25条 乙は、非会員として、一時保育サービスを受ける場合を除き、第15条に規定する入会金を、第7条の申込書を提出するときに甲所定の方法により甲に支払うものとします。

2 乙は、月極め保育の保育サービスを利用する場合は、当該保育サービスを利用する月の前月の末日までに第16条第1項及び第4項に規定する保育料金並びに第

21条に規定する行事料金を、当該保育サービスを利用する月の翌月の10日までに第20条に規定する給食等の料金を、当該保育サービスを利用した日に第16条第2項から第4項まで及び第23条に規定するオプションサービス料金並びに第16条第5項に規定する超過保育料金を甲所定の方法により甲に支払うものとします。

3 乙は、一時保育の保育サービスを利用する場合は、当該保育サービスを利用した日に第18条に規定する保育料金を、第20条に規定する給食等の料金を、第22条に規定する保険料金（乙が非会員である場合に限り。）及び第23条に規定するオプションサービス料金を甲所定の方法により甲に支払うものとします。

4 乙は、前払い式一時保育の保育サービスを利用する場合は、当該保育サービスを利用する月の利用を開始する日までに第19条第1項に規定する保育料金を、当該保育サービスを利用した日に第19条第2項に規定する超過保育料金を、第20条に規定する給食等の料金を及び第23条に規定するオプションサービス料金を甲所定の方法により甲に支払うものとします。

5 前4項の支払い方法は、現金（日本円に限り。）によるものとします。

6 乙は、月極め保育の保育サービスを利用する場合は、第16条第1項及び第4項に規定する保育料金並びに第21条に規定する行事料金の支払い方法を、前項の規定に関わらず、銀行振り込みとすることができるものとします。

（支払遅延損害金）

第26条 乙は、前条の保育料金等の支払いについて支払期日を経過しても支払わない場合は、支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数に応じ、保育料金等に年5パーセントの割合を乗じて計算した金額を甲に支払うものとします。ただし、甲が特にやむを得ないと認める事由がある場合を除きます。

2 前項の規定による支払遅延損害金の計算において、1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てて計算するものとします。

（甲の責任）

第27条 甲は、保育サービスの実施にあたり、株式会社損害保険ジャパンと傷害総合保険契約（管理下中の傷害危険担保特約条項を含みます。）及び賠償責任保険契約（施設所有管理者特約条項及び生産物特約条項を含みます。）を締結し、甲が乙又は保育幼児に損害を与えた場合は、これらの保険契約の範囲内で、その損害に対し賠償責任を負うものとします。

（乙の責任）

第28条 乙は、故意又は過失により甲に損害を与えた場合は、その損害に対し賠償責任を負うものとします。

2 乙は、保育サービスの利用に関連し、他の契約者又は第三者に対して損害を与えたものとして、当該契約者又は第三者から何らかの請求がなされ、又は訴訟が提起された場合は、自らの費用及び責任において当該請求又は訴訟を解決するものとし、甲を一切免責するものとします。

3 乙は、保育幼児の保育に必要な器材（着替えのための衣類、午睡のための布団類等甲が別に保育幼児ごとに必要と判断する器材をいいます。）を保育サービスを利用する期間の初日又は毎日施設に持ち込むものとし、保育幼児の保育のため、甲が当該器材を使用し、又は消費することに承諾するものとします。

（約款の変更）

第29条 甲は、一定の予告期間をもって甲のホームページその他甲所定の方法にて告知することにより、この約款を変更することができるものとします。この場合において、第11条に基づく契約の解除の届け出が甲に対してなされないときは、乙はかかる変更について承諾があったものとみなします。

（法に基づく表示）

第30条 法第59条の2の4に規定する書面は、この約款とし、記載する事項は、次の各号に掲げるものとします。

- 設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地 第3条に掲げるとおり
- 当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項 第15条から第24条までに掲げるとおり
- 施設の名称及び所在地 第3条に掲げるとおり
- 施設の管理者の氏名及び住所 第3条に掲げるとおり
- 当該利用者に対して提供するサービスの内容 第5条に掲げるとおり
- 保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額

保険の種類	保険事故	保険金
傷害総合保険	死亡・後遺障害	1,000,000円
	入院	1日当たり1,500円
	通院	1日当たり1,000円

(7) 提携している医療機関の名称、所在地及び提携内容 多田医院 兵庫県芦屋市打出小樋町13番地 5 緊急時における保育幼児に係る診療（開院時間内に限る。）

(8) 利用者からの苦情を受け付ける担当職員の氏名及び連絡先 別表第2に掲げるとおり

（秘密情報及び個人情報の保護）

第31条 甲は、保育サービスの提供に関連して知り得た乙の秘密情報を第三者に開示又は漏洩しないものとします。ただし、裁判所の発する令状、法第59条に基づく報告の要求その他法令に基づき開示する場合にはこの限りではありません。

2 乙は、甲が知り得た乙の個人情報のうち次の各号に掲げるものについて、甲が当該各号に掲げるその利用（第三者への提供を含みます。）の目的（以下「利用目的」といいます。）の達成に必要な範囲内で取扱うことに同意するものとします。

- 乙との間において保育サービスの提供に伴い必要となる運用業務、料金等の請求、与信管理、料金等の変更及び保育サービスの変更、中止又は停止に係る通知をするため、乙等の氏名、電子メールアドレス、電話番号、ファックス番号、会社名、部門名、住所、性別、生年月日、契約情報（契約の種類、申込日、契約日、その他の保育サービス契約の内容に関する情報をいいます。）、及び料

金等の情報等を利用すること

(2) 保育サービスの提供として、保育サービスの提供とともに、その他保育サービスの提供との関連において、乙が請求し、又は購入した資料、サンプル、試供品、景品、商品等の配送その他の提供をするため、乙等の氏名、住所、電話番号等を利用すること

(3) 保育サービスの提供として、保育サービスの提供とともに、その他保育サービスの提供との関連において、乙からの請求、問合せおよび苦情に対する対応又は連絡をするため、乙等の氏名、住所、電話番号、ファックス番号、電子メールアドレス及び料金等の情報等を利用すること

(4) 保育幼児の生命、身体等の保護を目的とし、提携医療機関等において保育幼児を受診させるため、乙等の氏名、住所、電話番号、ファックス番号、健康保険証に記載する情報等を利用すること

(5) 裁判所の発する令状、法第59条に基づく報告の要求その他法令に基づき乙等の個人情報を開示するため、当該乙等の個人情報を利用すること

（委任）

第32条 本約款に定めるもののほか、本約款及び保育業務の遂行のために必要な事項は、甲が別に定めることができるものとします。

（協議事項）

第33条 本約款に定めのない事項又はその解釈に疑義が生じた場合は、その都度、甲及び乙は、民法その他の法律に基づき、誠実に協議することにより解決するものとします。

（準拠法）

第34条 この約款は、日本国の法令に準拠するものとします。

（合意管轄）

第35条 甲と乙との間における一切の訴訟については、神戸地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附則

この約款は、平成19年7月20日から施行します。

附則

この約款は、平成19年8月20日から施行します。

附則

この約款は、平成20年8月1日から施行します。

附則

この約款は、平成21年4月1日から施行します。

附則

この約款は、平成26年4月1日から施行します。

別表第1

施設の設置者	住所	兵庫県芦屋市新浜町5番7号
	氏名	着能敬子
施設の管理者	住所	兵庫県芦屋市新浜町5番7号
	氏名	着能敬子

別表第2

利用者からの苦情を受け付ける担当職員	氏名	着能敬子
	連絡先	0797-23-4150

第1号様式 キッズランドきらきら利用申込書

第2号様式 児童票

第3号様式 健康報告書

第4号様式 変更届

第5号様式 解約届